

国 道 利 第 1 0 号
平成 26 年 7 月 3 日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省
道路局路政課長

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
道路占用許可の取扱いについて

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 4 月 25 日に公布され、また、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 241 号。以下「整備政令」という。）が平成 26 年 7 月 2 日に公布され、道路関係規定については平成 26 年 7 月 3 日から施行されることとなった。

改正法による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）においては、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 1 項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設された。

このうち、中心市街地活性化法第 41 条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙 1 「中心市街地活性化法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成 10 年政令第 263 号。以下「中活法施行令」という。）第 5 条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「中心市街地工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙 2 「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

中心市街地活性化法に係る占用の許可に当たっては、別紙1及び別紙2の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては、中心市街地工作物等が占用されることにより生ずる中心市街地の活性化に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、中心市街地工作物等が道路区域に設置させることが望ましいといえる場合があるから、厳格な手続きを定めた上で無余地性の基準を除外したものである。このため、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、中心市街地活性化法第9条第8項に基づく基本計画の記載に係る同意をした場合には、当分の間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

中心市街地活性化法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

- (1) 基本計画の記載に係る同意（中心市街地活性化法第9条第4項及び第8項）

市町村は、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて基本計画に記載することができることとされている。（中心市街地活性化法第9条第4項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県交安委員会の同意を得なければならないこととされている。（中心市街地活性化法第9条第8項）
- (2) 特例道路占用区域の指定（中心市街地活性化法第41条第1項から第3項）

市町村が策定した道路占用に係る記載を含む基本計画の認定を受けた場合、道路管理者は当該基本計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。
- (3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定
特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要項の策定を行うものとする。
- (4) 提案の募集及び選定委員会による選定
上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。
- (5) 道路占用許可手続（道路法第32条）
選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。
- (6) 占用の終了及び現状回復（道路法第40条）
占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を現状に回復しなければならない。

2 基本計画の記載に係る同意（中心市街地活性化法第9条第4項及び第8項）

市町村から占用特例に係る記載の同意を求められた場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、基本計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求められる場合があること。

3 特例道路占用区域の指定（中心市街地活性化法第41条第1項から第3項）

(1) 特例道路占用区域の検討

占用特例を適用しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。

(2) 市町村からの意見聴取

市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が基本計画の趣旨に適合したものであるかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。

(3) 警察署長への協議

道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する道路使用の許可を道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該区域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

(4) 特例道路占用区域を指定する際の指定区域及び施設等の種類の公示

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、①中心市街地活性化法第41条第1項第1号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占用区域（図面）、③当該特例道路占用区域に設けることのできる中心市街地工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占

用主体の選定基準及び基本計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。)の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。基本計画を策定する際に設置される中心市街地活性化協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。

なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。

5 提案の募集及び選定委員会による審議

提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

6 道路占用許可手続（道路法第32条及び中心市街地活性化法第41条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受けるときには、必ず、申請書に中心市街地活性化法第9条第4項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された中心市街地活性化法第9条第4項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 基本計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における

占用許可の取扱いを明確にすること。

7 道路占用の終了及び現状回復（道路法第 40 条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記 4 から 6 の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占用することとなった場合、従来の占用主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

占用特例を適用する際の占用許可基準等について

第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの(以下、「景観形成広告塔等」という。)を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があります、かつ、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を図る観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号)別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4(2)及び(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る)、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第41条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による中心市街地活性化法第9条第4項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。(中活法施行令第11条第1号)

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上(交差点付近を除く。)や植樹帯の間等、当該箇所に

設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令（昭和17年政令第479号）第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第10条第1号ロ）

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。（中活法施行令第11条第2号）

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第7条第8号に規定する施設をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、商店街の来街者を増やし、商店街内での買い物を促進する観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第41条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが基本計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による中心市街地活性化法第9条第4項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の基本計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた箇所であれば、占有許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占有させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占有することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占有は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占有物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占有区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占有主体となることができないものとする。

第三 道路法施行令第 11 条の 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第 11 条の 9 第 1 項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占有特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、商店街の来街者を増やし、商店街内での買い物の促進を図る観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成 18 年 11 月 15 日付け国道利第 31 号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有許可基準」1 及び 2 の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第 41 条第 2 項に規定する特例道路占有区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占有

許可申請書に記載された占有主体による中心市街地活性化法第9条第4項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占有の場所、構造、占有許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占有主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占有は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占有物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占有区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占有主体となることができないものとする。